同志社大学大学院司法研究科

2014年度秋学期末試験問題

科目名：△国際私法ＩＩ

担当者：高橋宏司

持込参照：六法（判例・解説・資料のついていないもの）

試験時間：90分

講評会：2月18日（水）5講時，KMB204

第一問

日本に常居所を有する日本人Yは、甲国法人Xとの間で、日本法人ZがXに対して今後3年間に負担する貸金債務を含む一切の金銭債務について、極度額を定めずに保証する契約(「本件根保証契約」)を締結した。その際、Xの日本の営業所が保証債務の履行地として約された。それから2年後、Zが破産手続開始の決定を受けたので、Xは、Zの自らに対する未払い債務について、Yに対して本件根保証契約の履行を求め、日本で訴えを提起した。以上の事実関係の下で、以下の独立した各問いに答えよ。

(1) Zは零細企業であり、Yは、Zの代表者であるとともに、実質的な支配者でもある。Yは、甲国に出張した際、Xの甲国本店において、Zの事業継続のために、本件根保証契約を締結した。本件根保証契約では、準拠法の「選択」(法の適用に関する通則法7条)はなされなかった。(期末試験総点80点中25点)

(i) 本件根保証契約の成立の準拠法は何国法か。

(ii) 本件根保証契約は、書面によらずに締結された。本件根保証契約は、方式上有効か。なお、甲国法の下では、本件根保証契約は方式上有効であるものとする。

参考)　日本民法446条2項

(2) Yは、Zの代表者Aの知人であり、Aに頼まれて、Aに対する個人的な恩に報いるために、本件根保証契約を締結した。契約の締結は、Xの日本の営業所において行われ、その際、Yは、Xに上記した自らの立場を説明し、自らの常居所を伝えた。以下の独立した各枝問に答えよ。(期末試験総点80点中25点)

(i) 本件根保証契約は、甲国法が準拠法として選択されており、甲国法の下では、本件根保証契約は有効である。Yは、本件根保証契約の有効性を争うことができるか。

参考) 日本民法465条の2第2項

(ii) 本件根保証契約につき、準拠法の「選択」(法の適用に関する通則法7条)はない。本件根保証契約の成立および方式の準拠法は何国法か。

第二問

任意代理について、(1)代理権の範囲、(2)代理人としてなされた行為の効果が本人に帰属するための要件、(3)代理人として行為した者が代理行為の相手方に対して負う責任、(4)本人と代理人として行為した者との関係のそれぞれを決める準拠法は、どのように決まるか論ぜよ。(期末試験総点80点中30点)